

産業廃棄物収集運搬業許可証

複写厳禁

住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1

氏名 日本ウエスト株式会社
代表取締役 長田 和志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 5年 6月 13日

許可の有効年月日 令和 12年 6月 12日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成13年	6月13日	新規許可、
平成18年	6月13日	更新許可、
平成23年	6月13日	更新許可、
平成28年	6月13日	更新許可、
平成28年	6月16日	優良基準適合、
令和 5年	6月13日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



複写厳禁

京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1
日本ウエスト株式会社 殿

令和5年4月11日付けで許可申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり許可します。
なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

令和5年6月14日

奈良県知事 山下 真



1. 事業の区分、取り扱う産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	積替え保管を含まない		
の	取り扱う産業廃棄物の種類	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む）、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む） ※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上12種類		
囲				
許可番号	02900054519	許可期限	令和12年6月12日	

留意事項

- 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ、指示を受けること。
- 許可を更新する場合は、許可期限までに更新許可申請を行うこと。
- 住所、氏名、役員、車両、車両保管場所等を変更したときは、10日（法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に所定の手続きをすること。
- 事業場ごとに帳簿を備え、法に定められた事項について毎月末までに前月分を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
- 運搬車両の保管場所は、
埼玉県川越市芳野台1-103-44、三重県三重郡川越町亀崎新田下新田80-1、京都府京都市伏見区向島上五反田83-1
- 運搬車両は、
川越130さ5005、京都100は2796、京都130さ8378、京都100は3101、川越130さ4000、京都100は3383、京都132も11、川越130そ5000、京都131ま18、川越130な8000、京都100は4176、京都100か8545、京都107く8、京都130せ3001、京都130て121、京都130せ312、京都100す2816、京都130き357、京都130そ377、川越130な100、川越130さ3705、京都130ち2001、京都800は1043、京都830せ6317、京都830さ5157、京都830せ517、京都830す858、京都830さ787、京都830す557、京都800は1595、京都830す3318、京都830ひ1001、京都830と1010、京都100せ470、京都130あ2594、京都430あ305、川越130つ9000、京都831う2002、京都100は4488、京都100は4779、京都100は4823、京都830い1799、川越130た2000、京都117す1、京都100は5045、京都131さ21、京都830ぬ223、京都107き555、京都107く555、京都101す333、京都101さ333、京都100は5325、京都100ゆ260、川越100は660、川越100ゆ40、京都132ぬ10、京都400ね8173、京都130す9981、京都130せ635、京都100は5453、京都100は5464、川越102め1、川越130み2、京都100は5508、京都100は5512、京都800は1941、京都800は1945、京都131み22、川越131せ3、京都100は5874、京都130て900、京都130と900 以上72台

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。